

ひたちおおたで働こう！

市民雇用奨励金

市民である新卒者等を正規雇用した
市内企業へ奨励金を交付します。

雇用1人あたり
15万円

※最大3年間申請できます

詳しくは、裏面をご覧ください ⇨



ひたちおおた
茨城県 常陸太田市

常陸太田市では
市民である新卒者等を正規雇用し、一定期間
継続して雇用した市内企業へ奨励金を交付します

対象事業者 ※下記①～⑤すべてに該当

① 新卒者等の市民を正規雇用者として雇い入れ、1年間継続して雇用した場合

・新卒者等の市民…雇用日前1年以内に学校に在籍していたもの又はその本人と生計を一にする家族が常陸太田市内に在住しているもの

② 申請年度の前年度求人において、事業者の都合により内定取消・求人取消をしていないこと

③ 申請年度・前年度に事業者の都合により他の正規雇用者を解雇していないこと

④ 市税等の滞納がないこと

⑤ 事業者の代表者・役員の子親等以内の親族を雇用したものでないこと

対象事業者

市内に主たる事業所・勤務地がある
雇用保険適用事業者

※事業内容によっては対象とならない場合があります
ので、詳しくはお問い合わせください。

奨励金の額

雇用1人あたり15万円

※初めて交付を受けた年度から起算して
最大3年間申請可能
(年度ごとの申請手続きが必要です)

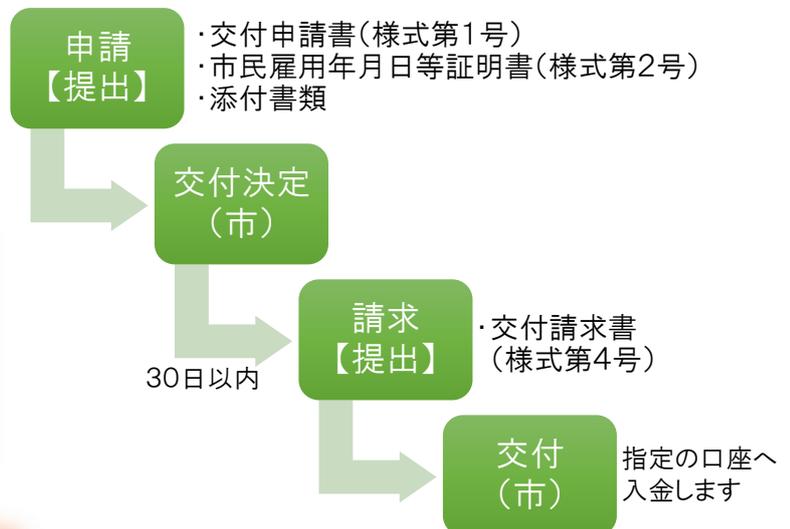
申請期間

【1年目の申請】

市民を雇用した日から1年経過後6月以内

※偽りや不正な行為があった場合は、奨励金の取消し
や返還となることがあります。

申請方法



問合せ・提出先

常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課

住所:茨城県常陸太田市金井町 3690

TEL:0294-72-3111(内線 621・622)

FAX:0294-72-0288

E-MAIL:yuchi@city.hitachiota.lg.jp